

○文部科学省令第十五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条、第一百十条第三項（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）及び第四百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月十五日

文部科学大臣 川端 達夫

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第七十条中「同法同条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」を「学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に改める。

第七十二条の次に次の一条を加える。

第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利

用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

第一百七十九条中「第七十二条」を「第七十二条の二」に改める。

(大学設置基準の一部改正)

第二条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第二条の二の見出し中「の公表等」を削り、同条中「定め、公表する」を「定める」に改め、同条を第二条とする。

第二条の三中「適当な」を「適切な」に改め、同条を第二条の二とする。

(高等専門学校設置基準の一部改正)

第三条 高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第三条の二の見出し中「の公表等」を削り、同条中「定め、公表する」を「定める」に改め、同条を第三条とする。

第三条の三中「適当な」を「適切な」に改め、同条を第三条の二とする。

（大学院設置基準の一部改正）

第四条 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の見出し中「の公表等」を削り、同条中「定め、公表する」を「定める」に改める。

（短期大学設置基準の一部改正）

第五条 短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第二条の二の見出し中「の公表等」を削り、同条中「定め、公表する」を「定める」に改め、同条を第二条とする。

第二条の三中「適当な」を「適切な」に改め、同条を第二条の二とする。

（学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正）

第六条 学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六

年文部科学省令第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「法」の下に「及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）」を加え、同条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。

第三条第一項第一号中「（昭和二十二年文部省令第十一号）」を削る。

附 則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。